

小林中学校 学校いじめ防止基本方針（概要）

1 本校におけるいじめ防止の基本方針

◇いじめの定義といじめの禁止・学校及び職員の責務

- ・「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。
- ・生徒は、いじめを行ってははいけません。
- ・学校及び職員は、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止・早期発見及び迅速な対処・再発防止に努めます。また、いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

◇本校におけるいじめの防止・早期発見のための措置等

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。また、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、情報モラル教室等を行います。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査『健全な学校生活を送るためのアンケート』『hyper-QU』や教育相談等を行います。

2 いじめ防止等に関する措置

◇本校におけるいじめの防止等のための組織の設置・いじめに対する措置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、全校体制でいじめを防止します。本校における「いじめ防止対策委員会」は、定期的実施されている「生徒指導委員会」の中で実施し、いじめ事案発生時は、緊急開催とします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的にいきます。

3 関係諸機関等との連携

◇重大事案への対処

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会に速やかに報告し、協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。事実関係を明確にするための調査を実施し、結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。
- ・解決が困難な事案については、市教委と連携して、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交え協議し、早期解決を目指していきます。

◇出席停止・転学措置について

- ・生徒に対して指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点で、出席停止の措置について検討します。
- ・いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、保護者から他の学校に転学したい旨の申し出があれば生徒に対して転学について弾力的に対応するようにします。

◇警察との連携

- ・いじめのうち暴力行為や恐喝など、犯罪行為が認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署に相談または通報し、対応します。

◇地域等その他の関係機関等との連携について

- ・いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、市の福祉部局、民生・児童委員の協力を得ることも視野に入れ対応を行います。

4 いじめに関する相談について

- ・心の教室相談員、スクールカウンセラーを含め、本校の全職員でお受けいたします。些細なことでも遠慮せずに御相談ください。

日光市立小林中学校 電話 0288-26-8100

0288-32-7010（心の教室直通）